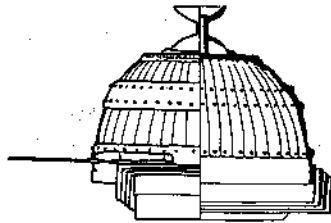


紀 要

第 4 号



1990. 12

財団法人 滋賀県文化財保護協会

13. 犬上郡甲良町小川原「栗林古墳」出土遺物について

田 路 正 幸

1. はじめに

犬上郡甲良町は、湖東平野の北東部に位置し、町域の大半を水田地帯が占めているが、近年漸く各種の開発事業が盛んになってきたところである。従来、甲良町においては、東部の山麓に分布するいくつかの古墳群の存在が知られて来たが、ここ数年のあいだの平野部における県道改良工事や県営ほ場整備事業などに伴う継続的な発掘調査により、主として律令期における集落遺跡の実態が次第に明らかにされつつある⁽¹⁾。

ところで、こうした集落跡は犬上川が形成する扇状地の中央部に集中する遺跡群であり、町北西部の犬上川に接する地域の遺跡の分布状況については、その存否さえ長く不明のままであったと言ってよい。

ここで紹介する遺物は、甲良町の北西部に位置する小川原地先で実施された平成元年度県営ほ場整備事業(甲良北部地区小川原工区)の工事の際に不時発見されたものである。遺構や遺物の内容には、なお不明な点が少なくないが、事態の緊急性と遺跡の重要性に鑑み、取り急ぎ資料の報告を行なうものである。

なお、当該地周辺は前述のように、これまで全く遺跡の存在が周知されていなかった地点であり、今回の発見を機に小字名を冠して新たに「栗林(くりばやし)古墳」と呼称されるにいたった。

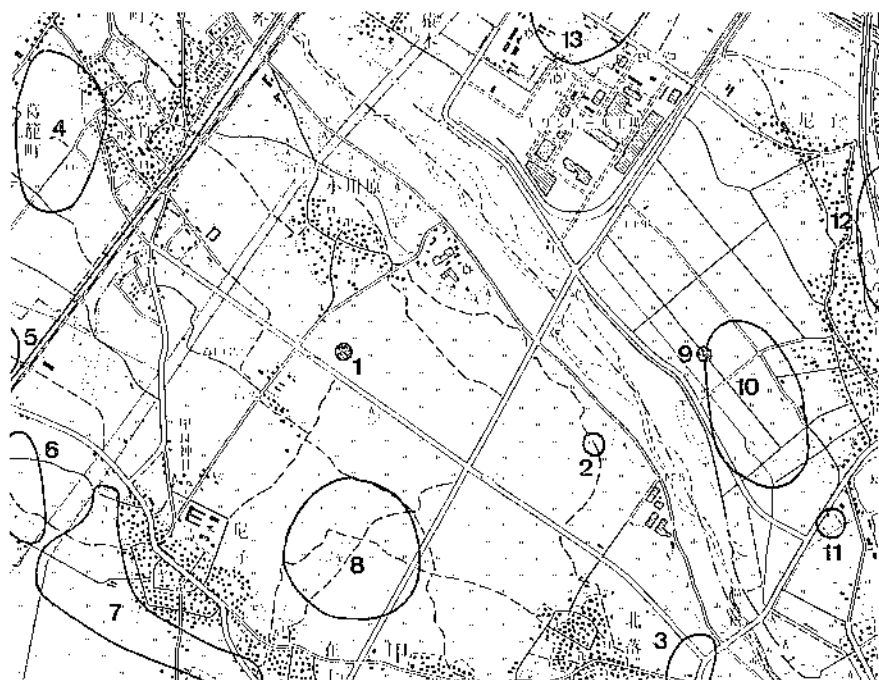
2. 位置と環境(第1図)

「栗林古墳」は、犬上郡甲良町小川原地先の水田地帯に所在する。

湖東平野の北部に位置する犬上川は、鈴鹿山脈に源を発する。いくつかの支流を合わせて谷筋を下り、多賀町橋崎付近で平野部に出て甲良町の北境を画しながら北西流し、彦根市の中部で琵琶湖に注いでいる。

甲良町は、犬上川中流域の左岸部にあたり、同川の沖積作用によって形成された扇状地をそのまま町域としている。現在の各集落は、同町金屋付近を中心として放射状に連なる扇状地内の微高地上に営まれている。こうした状況は、現在まで確認されている遺跡の在り方とも密接に対応するものと考えられる。すなわち、近年の継続的な発掘調査によって明らかにされてきた下之郷遺跡⁽²⁾をはじめとする古墳時代以降の集落遺跡は、現在の集落と重複する扇状地の中央部から西端部の微高地上に集中する傾向がうかがえるのである。

一方、「栗林古墳」の位置する町域の北西部すなわち犬上川に接する扇状地の北辺においては、東側の金屋から北落・小川原・呉竹を結んで比高1~2mの小段丘が伸びており、扇状地の上位面と下位面とを画している。この地域は犬上川の流路に近く、「小川原」の地名が示唆するように表土付近まで砂礫層が堆積することから用水の安定的な確保が難しいために、周辺の土地開発が



- | | | | |
|----------|-----------|------------|-----------|
| 1. 栗林古墳 | 2. 塚原山墳群 | 3. 北落古墳群 | 4. 法師南遺跡 |
| 5. 長畑遺跡 | 6. 尼子古墳群 | 7. 尼子南遺跡 | 8. 在士北遺跡 |
| 9. 大塚古墳 | 10. 水沼荘遺跡 | 11. 大門池南遺跡 | 12. 敏満寺遺跡 |
| 13. 塚本遺跡 | | | |

第1図 栗林古墳の位置と周辺の遺跡(1/25000)

扇中央部に比べて後進的であったものと考えられてきた。従来、遺跡の空白地帯とされてきたこともこうした立地的条件と無関係ではない。

次に、甲良町域を中心とした周辺の遺跡の分布状況について概観しておきたい。

甲良町域で最も古い時期の遺跡は縄文土器が出土したとされる金屋遺跡⁽⁶⁾であるが必ずしもその実態は明らかではない。また、弥生時代の遺跡についても現在のところ甲良町域においては認められていない。

次の古墳時代になって、漸く扇状地上の土地開発が着手されるにいたったものと思われる。古墳時代前期から中期の様相については、未だ不明の部分が多いが、下之郷遺跡⁽⁴⁾では古墳時代前～中期に属する竪穴住居が検出されている。

古墳時代後期になると、東部の丘陵端部から裾部にかけて檜崎古墳群(多賀町)・正楽寺古墳群・外輪古墳群・金屋南古墳群・四ツ塚古墳群⁽⁵⁾など数基から数十基で構成される群集墳が築造されている。これらはいずれも横穴式石室を内部主体とするものと思われるが、なかには羨道部に階段を有する特異な石室を持つものも認められる。

一方、扇状地西端の平地部においても、葛籠北遺跡⁽⁶⁾(彦根市)・長畑遺跡⁽⁷⁾で後期から終末期にかけての古墳が検出されている。これらは、いずれも後世の土地利用によって墳丘が削平されたものであり、このことは本来この周辺には他にも相当数の古墳が存在したであろうことを十分に予想させるものである。

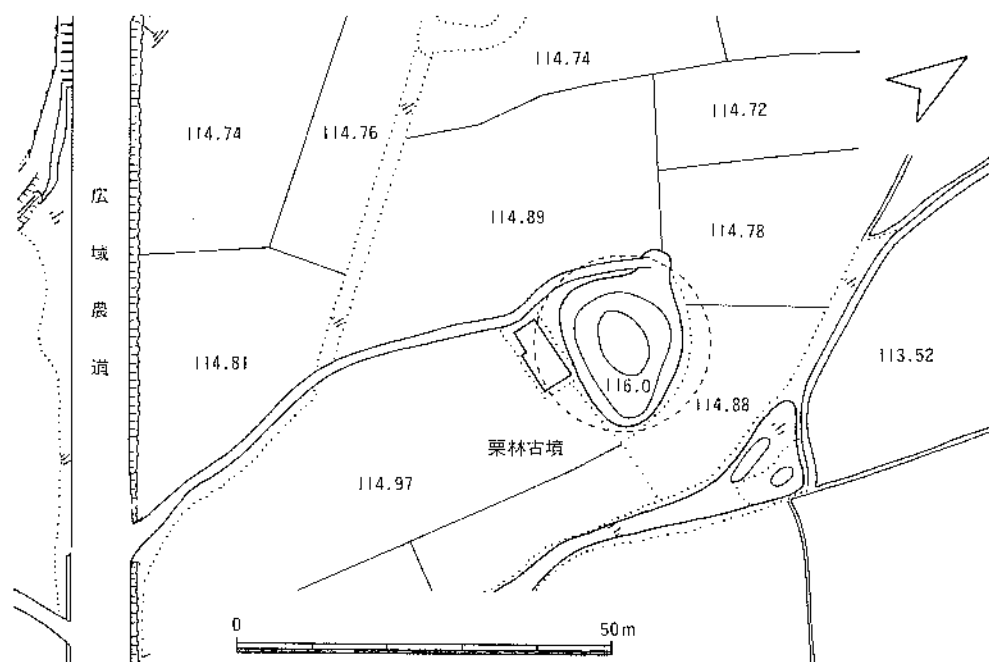
また、犬上川の河岸に接する地域においては、右岸の大塚古墳(多賀町)をはじめ、左岸では北

落古墳群・塚原古墳群など現在も墳丘を遺存するいくつかの古墳が知られている。今回発見された「栗林古墳」は、これら東部の古墳群と扇状地西端部の古墳群とのちょうど中間に位置するものである。

次に、集落遺跡の状況についてであるが、近年の発掘調査成果に基づく分析によれば⁽⁸⁾、7世紀中葉に扇状部の下之郷遺跡を中核として、尼子南遺跡⁽⁹⁾・法養寺遺跡⁽¹⁰⁾・四十九院遺跡⁽¹¹⁾・雨降野遺跡⁽¹²⁾などで本格的な集落が営まれるようになる。これらの集落は、いずれも造り付けカマドを備えた竪穴住居で構成されている。

8世紀中葉までには、下之郷遺跡・尼子南遺跡・長畑遺跡で掘立柱建物が採用され、竪穴住居と併存して集落を構成するが、8世紀後半には竪穴住居は消滅し、これ以降各集落は掘立柱建物のみで構成されるようになる。なかでも、長畑遺跡や四十九院遺跡では、南北方位を主軸とする大規模な東西棟を中心に掘立柱建物群が「コ」字形に配置されており、扇状地周辺部において中核的な機能を果たしていた建物群であったと考えられる。

その後、12世紀後半までには現在も町域に遺存する方格地割を普及させながら扇状地の開発が展開していったことが指摘されている。



第2図 栗林古墳の現況(1/1000)

3. 発見の経緯

平成元年度の甲良北部地区における県営ほ場整備事業は、小川原地区の東南方一帯で実施された。

周辺は、1～2mの段差を有する部分があるものの全体にほぼ平坦な水田が広がっている。しかし、今回発見された「栗林古墳」に見られるように、ところどころに塚状の高まりが認められていた。これについては、遺跡の存在を示唆する地名や地元での伝承なども残されておらず、付近の水田耕作土に含まれる小礫などを集積したものと考えられてきた。このために、遺跡として認識されるにいたらなかったものである。

実際、ほ場整備事業の工事に伴っていくつかの塚状の盛土が削平されていたが、他の地点では遺跡の証跡は認められなかったようである。ところが、平成元年11月初旬に小字栗林に所在する当該地の掘削が着手されたところ、多量の遺物が発見されるにいったのである。

以下、発見時の状況と工事関係者の証言によって遺跡の概要を述べることとする。

4. 遺跡の概要（第2図）

(1)遺跡の立地

「栗林古墳」は、犬上郡甲良町の最北部犬上川沿いに所在する小川原地区の中心部から南方約350mの水田中に位置する。犬上川の河岸からは約650m、呉竹地区と北落地区東方の国道307号線を結ぶ広域農道から北へ約60mの地点にあたる。近接する水田の標高は、114.7～114.9m前後を測るが、東方の水田とは約1.4mの比高差が認められ、本古墳が扇状地上位面の北辺部に立地するものであることが指摘できる。なお、周辺の古墳群で最も近い位置にある東方の塚原古墳群からでも約1kmの距離があり、本古墳が別個の一群に属する古墳であったことが推察される。

(2)規模

墳丘は、現状で東西約20m南北約17mのいびつな長円形を呈している。これは、墳丘盛土の流出や後世の削平などによるものと思われる、本来は直径24m前後の円形墳であったと考えられる。高さは、現状で約2mを測るが、これも築造当初の高さを維持しているとは言いがたい。このように、多少の変形を受けているものの全体としては良好な遺存状況であったと言える。なお、遺物発見後に行なわれた最小限度の範囲確認調査で、墳丘の西側を除く三方に地山層である砂礫層とは異なる幅3～4mの茶褐色砂質土の落ち込みが認められたことから、周溝を伴っていた可能性が高い。

(3)墳丘

発見時、重機による掘削が墳丘の南側から中央部をえぐるように施されており、その規模は幅約2m長さ約5m深さ1.5m以上にも及んでいた。掘削断面の観察によると、墳丘盛土は数cmから10数cm大の円礫を多量に含む粗砂層であり、顕著な土質の相違や版築などの状況は認められなかった。このため、盛土は極めて脆弱で流出しやすかったと思われる、これがこの地域の墳丘土の特徴をなすものと見られるとともに、他に古墳が存在したものであったとしても早くに墳丘を消滅させてしまった主因となったものと思われる。

なお、その他特別な外部施設などは現在のところでは認められていない。

(4)内部主体

掘削坑周辺には、墳丘内部から出土したものと見られる数10cmから1m前後を測る数個の石材が散乱していた。この石材については丸みを帯びた自然石に類するものと見られ、あくまでも推測の域を出ないがあるいは犬上川周辺からの搬入である可能性も否定できない。また、掘削断面でも墳丘の北東部で同様の石材を架構した部分が露出しており、これが横穴式石室の東（左）側壁の一部である可能性が高い。したがって、掘削により抜去された石材は西（右）側壁の一部を構築していたものと考えられる。奥壁については、掘削を免れたものと思われるが、天井石などが本来遺存していたものか否かは不明である。また、開口方向はおおむね南々東であったと思われるが、石室全体の規模や袖部の状況など構造の詳細については現状では不明とせざるを得ない。

5. 出土遺物（第3図）

掘削坑は、墳頂部から1.5m以上の深さに達しており、石室内の床面の一部を掠めるにいたったものと思われる。

出土した遺物は、大半が完形品もしくはそれに近い遺存状況のものであり、これらは石室床面で原位置を保っていた可能性が極めて高い。したがって、発見直前まで石室内の著しい荒廃や攪乱などは免れていたものと思われ、石室内にはなお少なからぬ遺物が残されている可能性もある。

遺物は、発見と同時に墳丘表面に取り上げられており、現状では出土位置や層位あるいは遺物の組成関係など遺存状況の詳細については一切不明とせざるを得ない。したがって、ここでは出土状況の相違による類別はできないので、一括して遺物の概要を述べることにする。

出土遺物は、すべて須恵器である。先述したように、大半が完形品もしくは一部を欠損するだけのものである。図示したのは、35点であり、この他にたちあがり有する杯の口縁部の小片などが数点ある。

1・2は、杯蓋である。やや低く偏平な天井部は内彎して口縁部へと続いている。口縁部は、垂直方向へ屈曲させるのみでわずかに天井部と面される。口縁端部はいずれも丸くおさめるが、1はやや外反傾向を有する。天井頂部外面は、回転ヘラ切り後末調整のために凹凸が著しい。その他の部位は、内外面とも回転横ナゲ調整である。胎土にはともに1mm大の砂粒を含み、焼成は1が良好、2はやや不良である。色調は1が暗青灰色、2は灰褐色ないし暗灰色を呈する。口径は1が11.8cm、2が11.5cm、器高は1が4.1cm、2が3.9cmを測る。

3～13は、内面にかえりと天井部に宝珠様のつまみを有する杯蓋である。内面のかえりは、いずれも天井部端より下方へ突出している。かえりの形態には、垂直方向に直線的に伸び端部を丸くおさめるもの(6、7)、外反して短く内傾し端部が鋭利なもの(3～5、10～13)、水平近くまで内傾するもの(8、9)が認められる。天井部の形態には、低く水平方向に開くもの(3、7)、器高が高く全体に内彎して開くもの(6、11、13)、内彎傾向を有するものの比較的低く直線的に開くもの(4、5、8、10、12)がある。また、つまみの形態には、高く先端が錐形を呈するもの(3～7)、やや偏平な算盤玉状のもの(8、9)、偏平で中央がややくぼむもの(10、11)が認めら

れる。いずれも天井部外面2分の1から3分の1より上方を回転ヘラ削り、その他の部位は回転横ナデ調整である。胎土には微砂粒を含むものが多く、焼成はいずれも良好である。すべての個体の外面に自然釉が付着している。色調は11が明灰色である他は、おおむね暗灰色ないし暗青灰色を呈する。口径は最小7.9cm(8)、最大10.1cm(7)を測るが、おおむね8.4~8.9cm、9.6~10.1cmの二群に集中する傾向がうかがえる。器高は、最小2.2cm(3)、最大3.65cm(6)であり、3.0cm前後を測るものが多い。

14~24は、上記のつまみを有する蓋類に伴うと見られる杯類である⁽¹³⁾。14~18は、丸みを帯びた底部と比較的深い体部を有し、口縁部はやや内彎して外上方へ開いている。口縁端部をやや内傾させ丸くおさめている。底部外面には回転ヘラ削りを施し、その他の部位は内外面ともに回転横ナデ調整である。いずれも胎土には微砂粒を含み、焼成は良好、色調は暗灰色を呈するものが多い。口径は10.1(14)~10.8cm(18)、器高は4.8(14)~5.6cm(17)を測る。

19は、14~18のものに比べてやや小型であり、口縁部が直線的に真上方向に伸びるものである。器面の調整などは、上記のものと同様である。口径9.2cm、器高5.2cmを測る。

20・21は、丸みを帯びた底部を有し口縁部にかけては外上方に直線的に開いている。体部外面中央よりやや上方に浅い沈線を有し、口縁端部はやや外反して丸くおさめている。底部外面は回転ヘラ削り痕をそのまま残し、その他の部位は内外面ともに回転横ナデ調整である。ともに胎土には微砂粒を含み、焼成は良好、色調は20が暗灰色、21は淡~淡青灰色を呈している。いずれも外面には自然釉が付着し、器面は気泡による凹凸が見られる。口径・器高は、それぞれ11.0cm・5.1cm、11.1cm・5.4cmを測る。

22~24は、平底を有し、口縁部は直線的に外上方に開いている。22・24は、とくに口縁部の器壁を薄く仕上げている。底部外面は、回転ヘラ削り痕をそのまま残し、その他の部位は内外面ともに回転横ナデを施す。いずれも胎土には1~2mmの小砂粒を含み、焼成は良好、色調は22・23が暗灰色、24は暗青灰色を呈している。22は、やや小型で口径9.2cm、器高3.3cm、底径6.3cmを測る。23・24はそれぞれ9.4・3.4・6.7cm、9.7・3.4・6.6cmである。

25~29は、内面にたちあがり有する有蓋高杯である。杯部は、底部から受部にかけてやや浅めに内彎して開き、短めのたちあがり部は外反気味に内傾して端部を比較的鋭利におさめている。受部は、短く外上方に向く。太めの基部を有する脚部は、短脚に属し何らの装飾も施さない。裾部にかけては大きく外反して開いている。脚端部は下方に屈曲し、断面逆三角形を呈している。杯部外面下方約3分の1に回転ヘラ削りを施す他は、内外面ともに回転横ナデ調整である。そののち杯底部内面に雑なナデを施すものも認められる。また、脚部接合後の回転により基部に亀裂が生じたものもある。胎土はおおむね精良で、焼成は全体にやや不良傾向を示す。色調は、淡灰色ないし淡青灰色を呈するものが多い。口径は10.3(25)~11.1cm(29)、器高は7.9(26)~8.7cm(25)、底径は7.4(26)~8.7cm(25)を測る。

30は、高杯状を呈する異形の須恵器である。脚端の一部を欠損する。全体は、3枚の浅い皿を重ねたような形状を呈している。杯部にあたる部分には、中央に基部径約1.8cm高さ約1.5cmの円錐状の突起を置き、それを囲んで三重の口縁状の突帯を同心円状に巡らせている。成形は、外側

から内側へ順次行なったものと思われる。最も外側のものは、中央で屈曲してやや内彎気味に外上方に開き、端部を丸くおさめている。二重めと三重めは、断面三角形を呈し内反気味に真上にたちあがっている。また、内側ほど端部の位置が高い。中央の突起部には、中心から裾部にかけて1・6・11個の径約2mmの刺突痕を有するが貫通しない。脚部は、基部から直線的に開き裾部は外反して端部を内側へ屈曲させている。脚部中央よりやや上に二条の浅い沈線を巡らせている。杯部外面に回転ヘラ削りを施す他はいずれも回転横ナデ調整である。胎土は精良、焼成は良好で、外面全体に淡灰色の自然釉が見られる。色調は、外面が暗灰色、脚部内面は淡灰色を呈している。口径は外側から10.6・7.9・4.1cm、器高9.5cm、底径9.9cmを測る。用途は、判然としない。

31は、甕に類するものであろうか。体部から口縁部にかけては内彎し、外面は稜線で画している。口縁部は内傾し、端部をやや外反させている。胎土はおおむね精良、焼成は良好、色調は暗青灰～暗灰色を呈する。外面の一部に灰褐色の自然釉が付着している。口径9.4cmを測る。

32は、小型の甕である。頸部は大きく外反して開き、口縁部は直線的に外上方に伸びている。頸部中央付近に二重、口縁部の境に一条の沈線を巡らせている。体部は偏球形に近く、中央より上位に最大径を有し二条の浅い沈線を付す。ちょうど沈線上に、径約6mmの孔を外上方から開けている。体部下半約2分の1を回転ヘラ削り、その他の部位は回転横ナデ調整である。胎土には1～2mm大の砂粒を含み、焼成は良好、色調は淡灰色を呈する。口縁部内面と体部上半に灰褐色の自然釉が付着している。口径6.9cm、体部最大径5.4cm、器高8.4cm、口頸部高4.7cmを測る。

33・34は、直口壺である。34の口縁部はほぼ垂直方向に取り付くが、33のそれはやや外側に開いている。口縁端部外面はやや外反気味である。体部はやや偏球状を呈し、最大径を中央より上位に持つ。34は、肩の張りがより強い。底部外面は、34が回転ヘラ削りののち雑なナデ、33は手持ちのヘラ削りを施す。その他の部位は回転横ナデ調整である。いずれも胎土に小砂粒を若干含み、焼成は良好、色調は34が暗青灰色ないし暗灰色、33が暗灰色を呈する。両者ともに肩部を中心に自然釉が付着している。33は口径6.0cm、体部最大径10.8cm、器高11.6cm、34は同5.3cm・11.3cm・11.1cmを測る。

35は、広口壺である。口頸部は、大きく外反して開いている。口縁端部は外面に断面三角形の突帯を有し、内面を肥厚させる。口縁端部外面直下に三条、頸部中央付近に二条の沈線を巡らせ、その間に縦方向のヘラ描き直線を密に配する。体部外面下半は叩き痕を部分的に残し、そのうち最大径より下方にカキ目を施す。内面は、回転横ナデ調整である。胎土には微砂粒を含み、焼成は良好、色調は全体に暗灰色を呈しているが口縁部内面と肩部に灰褐色の自然釉が付着している。復元口径16.6cm、体部最大径17.4cm、器高22.6cmを測る。

これらの土器は、被葬者の埋葬に伴って同じ石室内に副葬されていたものの一部であると考えられるが、不時発見という出土状態の性格上、石室内での平面的層的位置の検討によって土器相互の時期差を把握することはできない。また、器種構成にも偏りがうかがえ、杯蓋類の組成関係などについても多くを推定によらざるを得ない。ここでは、以上の制約を前提としたうえで簡単に年代的な位置付けを試みることにする。

まず、杯蓋類には二つの形態が認められる。通常、たちあがり有する杯身に伴う1・2の一

群と、内面のかえりと天井部に宝珠様のつまみを有する3～13の一群である。前者については、おおむね6世紀末から7世紀初頭、後者およびこれに伴うと見られる杯類については7世紀前半を中心とした時期に位置付けることが可能かと思われる⁽¹⁴⁾。前者に伴う杯身類については、今回顕著な出土例がないが、25～29の高杯の杯部と近似するものと考えられる。その他、甕や壺類などもこれに前後する時期のものと思われる。30の異形の高杯状土器については比較する資料を知らないが、とりあえず前者の時期を中心とするものと位置付けておきたい。

石室内での遺存状況が明らかでない現状にあってはなお多くの解決されない問題が残されるが、あえて上記の年代観に従えば、前者が古墳の築造期もしくはそれに近い時期、後者が追葬時期を示唆するものと位置付けることも可能かと思われる。ただし、追葬が数次にわたったものか否かは不明とせざるを得ない。

6. まとめ

「栗林古墳」は、犬上郡甲良町小川原地先に所存し、犬上川左岸扇状地北辺部の水田地帯に立地する。おおむね南々東方向に開口すると見られる横穴式石室を内部主体とする直径24m前後の円形墳と思われ、幅3～4mの周溝を伴っていた可能性がある。墳丘土には、多量の砂礫が含まれるなど概して粗雑な造成の感が免れないが、遺存状況は良好であると言える。出土遺物から、少なくとも6世紀末から7世紀初頭までには築造されていたものと見られる。そのうち、7世紀前半から中頃までに最低1回の追葬が行なわれたものと思われる。

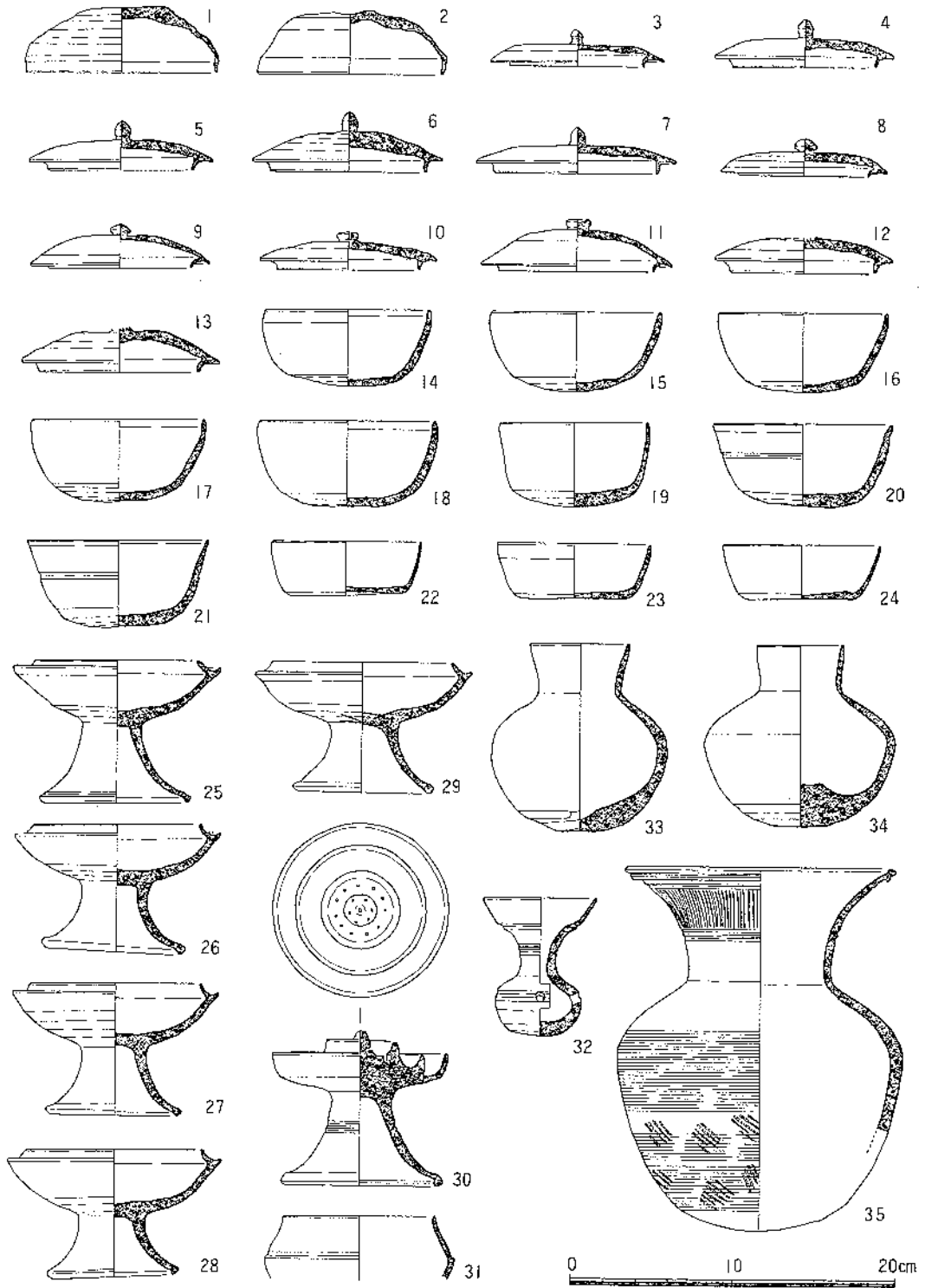
出土遺物は大半が完形品であり、古墳時代後期から終末期の副葬品として良好な資料と言える。遺物の中には極めて特異な形態を呈する高杯状の土器が含まれている。その形状から、一般的な容器に類するものとは考え難く、古墳から出土したことと合わせて特殊な用途に供されたものと推察される。その内実については、系譜と合わせて今後の課題とする他はない。

「栗林古墳」周辺では、犬上川に近いこともあって従来遺跡の空白地帯とされてきたが、本地点の東方に位置する塚原古墳群・北落古墳群の周辺においても近年埋没古墳の検出例が知られており、犬上川左岸に沿った扇状地北辺部に相当数の古墳が営まれていたことが察せられる。

また、扇状部においては7世紀中頃以降下之郷遺跡を中心に大規模な集落が形成され扇状地上の開発が本格化したものと評価されてきた⁽¹⁵⁾。その状況は大勢として動かし難いものと思われるが、近年同遺跡においても古墳時代前中期に遡る竪穴住居が検出されており、「栗林古墳」などを含めた後期古墳群の存在と合わせて古墳時代の集落の展開を総体的に跡付ける必要があるだろう。

いずれにしても、「栗林古墳」が、犬上川左岸扇状地の開発過程と古墳時代後期から終末期における墓制の在り方を探る上で、看過することのできない重要な位置を占める遺跡であることに間違いない。

附記 今回の発見では多くの課題を残す結果となったが、古墳は幸いにして埋め戻しが行なわれ現状で保存されるはこびとなった。事業関係者とりわけ地元小川原地区の方々のご尽力に対して深甚の敬意を表するものである。また、甲良町教育委員会社会教育課上野正之課長補佐・宮川



第3图 出土遗物实测图(1/4)

哲郎技師には多くのご協力とご厚意を得た。とくに記して感謝の意を表したい。

注

- (1) 宮崎幹也「犬上川左岸扇状地における律令期集落の発生と展開」(『滋賀県埋蔵文化財センター一紀要』2 滋賀県埋蔵文化財センター 1988年)
- (2) 宮崎幹也「犬上郡甲良町下之郷遺跡」(『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書』XIII-2 滋賀県教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会 1986年) ほか各報告書による。
- (3) 滋賀県教育委員会編『昭和60年度滋賀県遺跡地図』(滋賀県教育委員会 1986年)
- (4) 大崎哲人「犬上郡甲良町下之郷遺跡」(『かんがい排水事業関連遺跡発掘調査報告書』V 滋賀県教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会 1988年) ほか各報告による。
- (5) 平成元年度に発掘調査が行なわれている。
- (6) 本田修平『葛籠北遺跡』(『彦根市埋蔵文化財調査報告』第9集 彦根市教育委員会 1985年)
- (7) 葛野泰樹「滋賀県長畑遺跡」(『日本考古学年報』36 日本考古学協会 1986年)
- (8) 注(1)に同じ。
- (9) 葛野・平井・清水・浜崎『県道敏満寺野口線特殊改良第一種工事に伴う尼子南遺跡発掘調査報告書』(滋賀県教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会 1989年)
- (10) 葛野泰樹「犬上郡甲良町法養寺遺跡」(『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書』X-1 滋賀県教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会 1983年) ほか各報告による。
- (11) 宮崎幹也「犬上郡豊郷町四十九院遺跡」(『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書』XIV-2 滋賀県教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会 1987年)
大崎哲人「犬上郡豊郷町四十九院遺跡」(『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書』XV-2 滋賀県教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会 1988年)
- (12) 葛野泰樹「犬上郡豊郷町雨降野遺跡」(『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書』XII-1 滋賀県教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会 1985年)
- (13) あるいは椀形態と称すべきものが含まれるかも知れない。
- (14) 年代観については、田辺昭三『陶邑古窯址群』1 (平安学園考古学クラブ 1966年)、中村浩編『陶邑』I~IV (『大阪府文化財調査報告書』第28~31集 大阪府教育委員会 1976~1979年)、奈良国立文化財研究所編『飛鳥・藤原宮発掘調査報告書』II (奈良国立文化財研究所 1978年) などによる。
- (15) 注(1)に同じ。

編集後記

本年度は協会設立20周年。これに伴う展示会や記念誌の発行等色々な事業を実施した。本号も20周年を祝う意味で、職員全員の投稿を呼びかけたところ、ほぼ全員の27名の参加を得、発刊することができた。紀要の充実はみんなの頑張りによるところが大で、次号以降も編集者を悩ませるほどの投稿を期待したい。

平成2年12月

紀 要 第 4 号

編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会
大津市瀬田南大萱町1732-2
Tel(0775)48-9780・9781

印 刷 宮川印刷株式会社
大津市富士見台3番18号
Tel(0775)33-1241